

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第2節 良好的な景観の形成】

第2節 良好的な景観の形成

第1 都市景観の保全・創出

1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成12年7月末現在、登録されている「道の駅」は全国で551箇所、県内は10箇所あります。

表3－2－1 三重県内の「道の駅」

(平成12年7月末現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	飯南郡飯高町	国道166号
菰野	三重郡菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	南牟婁郡紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	南牟婁郡御浜町	国道42号
海山	北牟婁郡海山町	国道42号
奥伊勢木つつ木館	度会郡大宮町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	飯南郡飯南町	国道166号
美杉	一志郡美杉村	国道368号
奥伊勢おおだい	多気郡大台町	国道42号

(2) 街路の整備

都市内の主要な公共空間である道路空間を、県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として整備するため、アメニティの高い道路空間の創出に積極的に配慮しながら街路の整備を進めています。

表3－2－2 街路の整備状況 国補事業

(交付金を含む)

(平成11年度)

路線名	都市名
桑名員弁線	桑名市
富田山城線	四日市市
塩浜波木線（六呂見工区）	四日市市
環状1号線（垂坂工区）	四日市市
朝日中央線	朝日町
駅前高塚線外1線	亀山市
下部田垂水線	津市
相川小戸木橋線	久居市
三渡櫛田橋線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市 御園村
伊賀上野橋新都市線	上野市
茶地岡向井線（坂場工区）	尾鷲市

2 良好的な広告景観の形成

(1) 屋外広告物に対する規制・指導

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものであるが、無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあるため、屋外広告物条例を定め、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、必要な規制・指導を行っています。

平成11年度には、屋外広告物の啓発、指導、取り締りを行うとともに、6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に一斉簡易除却を実施しました。また、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発等を実施しました。

3 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細かなまちづくりを推進しています。

(資料15 6参照)

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造 【第2節 良好的な景観の形成】

4 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。また、市街地や美観を維持するための美観地区制度については、策定主体である市町村と密接な連携のもと、都市計画形成の観点から適切な運用を図っています。

第2 農山漁村景観の保全・復元

1 松並木の保全・再生

(1) ふるさとの松元気回復事業

尾鷲市の三木里海岸などの磯辺の松原や鈴鹿市玉垣町の地蔵大松などの地域のシンボル的な松を松くい虫から守るため、地上散布・樹幹注入の予防措置などを計画的に行い、希少価値の高い、重要な松・松林の保全を図っていきます。

平成11年度には、地上からの薬剤散布、松の樹幹に薬剤アンプルを注入する樹幹注入による松枯れの予防対策を実施した市町村に対し支援しました。(地上散布 7.1ha、樹幹注入966本、補植100本、追肥 135本)

(2) 民間団体の活動支援

平成11年度は、津市内の阿漕浦海岸、栗真町屋海岸の自然環境を育て美しい海辺景観の回復、形成を図るために、平成8年10月に官・民・学が連携して発足させた「安濃津“松風の会”」が行う松並木を保全・再生する活動を支援しました。

第3 体系的な郷土景観の形成

1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開

公共事業の実施に当たって景観への配慮をしたり、市町村で景観条例の制定や景観形成基本計画の策定がされる等、景観づくりの気運は徐々に高まっているが、今後は総合的・長期的な展望に立った取り組みへと進めていく必要があります。

このため、平成8年度に総合的な景観行政を推進し、美しいまちづくりを進めていくためにその指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

平成11年度は同指針に基づき、次のような施策

を展開しました。

ア 景観づくりキャンペーンの実施

指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間を中心にパンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行いました。

(2) 景観整備重点地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、特に重要な地域を「景観整備重点地区」又は「景観整備ゾーン」などと位置づけ、各種の景観に資する公共事業等を集中的に実施していく必要があります。

三重県屋外広告物条例で「屋外広告物沿道景観地区制度」を制定し、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。「屋外広告物沿道景観地区」は伊勢志摩景観地区と長島景観地区、そして平成11年度に新たに指定された奥伊勢沿道景観地区の3地区が指定されています。

表3-2-3 屋外広告物沿道景観地区

地区名	場所
伊勢志摩景観地区	国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで
長島景観地区	県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から長島町大字松蔭と大字浦安との境まで
奥伊勢沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大内山村と紀伊長島町との境まで

2 市町村における景観形成の推進

(1) 市町村の景観整備に対する支援

市町村の景観形成施策を誘導し、県下の景観のボトムアップを図るため、市町村が実施する景観形成のための計画づくり、人づくり等に支援を行っています。

(2) 市町村の景観に関する計画策定や条例制度の促進

景観形成の目標・方針を定めた基本計画の策定や条例化の取り組みが、市町村で積極的に行われるようにはたらきかけるとともに必要な情報提供や助言を行っています。